

児童手当の申請はお済みですか？

平成18年4月の児童手当法一部改正により、対象児童を小学校修了前(12歳到達後最初の年度末)まで拡大され、所得制限も緩和されました。

この改正に伴う申請を、9月29日(金)までに受け付けた場合に限り、特例的に本年4月(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。しかし、提出期限を過ぎてからの申請については、申請された月の翌月分からの支給となりますので、まだ申請をされていない方は、出来るだけ早く申請されることをお勧めします。

※ただし、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

問い合わせ 加東市社会福祉課(社庁舎) ☎43-0409

金婚夫婦を祝福

市では、結婚50周年を迎えられるご夫婦をお祝いする「金婚式」を10月31日(火)にやしる国際学習塾で行います。

今年の対象は、昭和32年(旧社町区域の方は、昭和31年も含む)に婚姻届を出され、現在市内に居住されているご夫婦です。該当されるご夫婦は出欠に関わらず、9月19日(火)までにご連絡ください。

問い合わせ

加東市地域福祉課(社庁舎) ☎43-0408

振込みのお知らせ

■ 重度心身障害者(児)介護手当の振込みのお知らせ

平成18年4月～6月(3カ月分)の重度心身障害者(児)介護手当は、8月31日に各口座に振り込みましたのでご確認ください。

■ 特別障害者手当等の振込みのお知らせ

平成18年5月～7月(3カ月分)の特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置分)は、8月10日に各口座に振り込みましたのでご確認ください。

問い合わせ 加東市地域福祉課(社庁舎) ☎43-0408

介護用品を給付します

市では、次の方に紙おむつ、尿とりパット等の介護用品を給付していますので、対象の方は申請してください。給付は申請された月からとなります。

(対象の方)

在宅の要介護4もしくは5の高齢者または在宅の重度身体障害者で臥床の方を介護されている家族の方

申し込み

加東市地域福祉課(社庁舎) ☎43-0408

新規に障害者手帳取得および母子家庭と認定された方は福祉年金の申請を!

福祉年金支給申請書および口座変更届出書の提出は、お近くの窓口センターへ

身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者および母子家庭で児童を養育している方に「加東市福祉年金」を支給して、福祉の増進を図っています。

平成17年4月2日から平成18年9月1日の間に、新規に障害者手帳を取得された方および母子家庭と認定された方は、福祉年金支給申請書を郵送しますので、9月15日(金)までに提出してください。

昨年、福祉年金を受給された方は自動更新となりますので申請は不要です。

また、口座を変更される場合は、届け出が必要です。口座番号が変更になっている場合は必ず口座変更届を提出していただくようお願いいたします。口座変更届には、印鑑と預金通帳(郵便局は除く)が必要です。

《対象者および支給額》

対 象 者	支 給 額 (年額)
① 身体障害者手帳 1・2級	15,000円
〃 3・4級	8,000円
〃 5・6級	5,000円
② 療 育 手 帳 A・B1	15,000円
〃 B2	8,000円
③ 精神障害者福祉手帳 1・2級	15,000円
〃 3級	8,000円
障害基礎年金(精神) 1・2級	15,000円
④ 母子家庭の児童を養育する者	1人目 15,000円 2人目より1人につき 5,000円

《基 準 該 当 事 由》

* ①～④の 人で1年以上加東市(旧町含む)に住所を有している人

* ①～④で2つの項目に該当する時は、優位な方とする

* 平成18年9月1日を基準日とする

* 支払日 10月25日(水)

問い合わせ

加東市地域福祉課(社庁舎) ☎43-0408
または
加東市社会福祉課(社庁舎) ☎43-0409